

東海市固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税に係る返還金の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税に係る瑕疵ある賦課処分により生じた過納に係る徴収金（以下「対象過納金」という。）を地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない場合において、当該対象過納金に相当する金銭等を返還金として交付することにより、税負担の公平及び税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(返還金の交付)

第2条 市長は、前条に規定する場合があることを確認したときは、この要綱の定めるところにより、返還金を交付するものとする。

(支出の根拠)

第3条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき支出する。

(返還金の構成等)

第4条 返還金は、次に掲げる金銭により構成する。

- (1) 対象過納金に相当する金銭（以下「過納分返還金」という。）
- (2) 過納分返還金に係る利息金（以下「利息分返還金」という。）

2 返還金の基礎となる対象過納金の範囲は、土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税に係る瑕疵ある賦課処分により生じたもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第2条に規定する確認をした日の属する年度前20年度以内にされた賦課処分により生じたものであること。
- (2) 地方税法の規定により還付することができないものであること。

(交付対象者)

第5条 返還金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、対象過納金に係る固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の納税義務者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者を交付対象者とするものとする。

- (1) 前項の納税義務者が死亡した場合 当該納税義務者の相続人。ただし、当該相

続人が複数あるときは、その代表者

(2) 前項の納税義務者に係る納税管理人の申告があった場合 当該納税管理人

(3) 固定資産税及び都市計画税に係る対象過納金にあつては、当該対象過納金に係る固定資産が共有資産であつた場合 当該固定資産の共有者の代表者。ただし、当該対象過納金に関し固定資産の共有者の持分割合による分割納付があつたときは、当該分割納付をした共有者

3 市長は、前2項に定める者を交付対象者とすることができない特別な理由があると認めるときは、当該理由を考慮して適当と認める者を交付対象者とすることができる。

(返還金の額)

第6条 返還金の額は、対象過納金に係る年度ごとに算定し、その年度ごとに算定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過納分返還金 当該年度に係る対象過納金の額に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）

(2) 利息分返還金 前号に掲げる額について、当該対象過納金に係る賦課処分の日（当該決定日が不明であるときは、当該返還金に係る税目に応じ、当該年度における当該税目の法定納期限の日）時点における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率により算定した利息の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）

2 前条第2項第3号のただし書の規定の適用がある場合には、同号ただし書に規定する分割納付をした各共有者に対する返還金の額は、同号ただし書に規定する持分割合に応じて算定する。

(通知)

第7条 市長は、返還金を交付しようとするときは、あらかじめ交付対象者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長が別に定める日までに前項の規定による通知に対する交付対象者の特段の意思表示がない場合には、当該交付対象者が当該通知に係る返還金の交付を承諾したものとみなす。

(返還金の支払)

第8条 市長は、前条第2項の規定により交付対象者が返還金の交付を承諾したもの

とみなされたときは、速やかに返還金を支払うものとする。

2 前項の規定による返還金の支払は、交付対象者が指定した口座への振込みにより行うものとする。

(市長による調査等)

第9条 市長は、この要綱を実施するために必要と認めるときは、対象過納金及び交付対象者に関する調査、交付対象者に対する必要な書類の提出の求めその他必要な手続を執ることができる。

(返還金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段又は錯誤により返還金の支払を受けた者があるときは、返還金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月19日から施行し、平成13年4月1日以後に市長が確認した還付不能金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月2日から施行し、改正後の東海市固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税に係る返還金の取扱要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(東海市国民健康保険税の返還金に係る取扱要綱の廃止)

2 東海市国民健康保険税の返還金に係る取扱要綱（平成21年12月19日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 新要綱の規定は、令和2年4月1日以後に新要綱第2条に規定する確認をした対象過納金に係る返還金の取扱いについて適用し、同日前に改正前の東海市固定資産税及び都市計画税に係る返還金の取扱要綱第2条に規定する確認をした還付不能額に係る返還金及び前項の規定による廃止前の東海市国民健康保険税の返還金に係る取扱要綱第4条第3項に規定する確認をした還付不能額に係る返還金（以下こ

れらを「旧返還金」という。)の取扱いについては、なお従前の例による。

- 4 新要綱の規定を適用する場合には、既に支払われた旧返還金は、新要綱の規定による返還金の内払とみなす。